

道庁ホームページ 2021.5.16

その他地域（石狩振興局管内（札幌市を含む）、小樽市、旭川市を除く）の飲食店等に対する休業等の要請について（2021.5.16～2021.5.31）

・要請の概要

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されることに伴い、飲食店等事業者の皆様に対し、休業や営業時間短縮などの要請をさせていただきます。
また、全面的にご協力いただいた事業者には、支援金を支給いたします。

1. 要請期間

令和3年（2021年）5月16日（日）から令和3年（2021年）5月31日（月）までの16日間

※遅くとも5月18日（火）から要請に応じること

2. 対象地域、対象施設、要請内容

【対象地域】

石狩振興局管内（札幌市を含む）、小樽市、旭川市を除く北海道内全域

【要請内容】

- ・営業時間は5時から20時まで
- ・酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）は11時から19時まで

【その他事項】

感染防止対策を実施するほか、「業種別ガイドライン」を遵守する。

支援金

5月16日(日)から5月31日(月)の全期間において、要請にご協力いただいている事業者の皆様には、支援金を支給します。

【支援金の概要】

(支給額)

◇中小企業：1日あたり売上高に応じて2.5万円～7.5万円

◇大企業：1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

(主な支給条件)

- ・5月16日からの要請に応じており、5月31日までの全期間において要請に応じること
(遅くとも5月18日(火)から要請に応じること)
- ・感染防止対策の実施のほか「業種別ガイドライン」等に基づく、店舗における感染拡大防止策の再確認と

徹底

会社名に「～」は 合同整中 2022 (5/15 現在)